

# 県議選は4月13日

# 市長・市議選は4月27日

必ず  
投票してね!



4月13日(日)は千葉県議会議員選挙、4月27日(日)は成田市長・成田市議会議員選挙の投票が行われる予定です。  
選挙はわたしたちの代表を選ぶ貴重な機会です。積極的に投票しましょう。

## 成田市で投票できる人

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている人です。

### 千葉県議会議員選挙

○昭和58年4月14日までに生まれた人

○平成15年1月3日までに成田市の住民基本台帳に登録されている人(転入の場合は、同日までに転入届が済んでいる人)で、投票日まで千葉県内

の市区町村に住んでいる人

(県内に転出した人は、転出先の市区町村長が発行する「引き続き県内に住んでいることの証明書」の提示が必要です。県外に転出した人は投票できません)

○成年被後見人など、欠格事項に該当しない人

### 成田市長・成田市議会議員選挙

○昭和58年4月28日までに生まれた人

○平成15年1月19日までに成田市の住民基本台帳に登録されている人(転入の場合は、同日までに転入届が済んでいる人)で、引き続き投票日まで市内に住んでいる人(市外へ転出した人は投票できません)  
○成年被後見人など、欠格事項に該当しない人

## 身体の不自由な人は郵便投票ができます

身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持っていて、障害の程度が次の要件に該当する人は、郵便による不在者投票ができます。この場合「郵便投票証明書」(7年間有効)が必要となりますので、希望する人は早めに市選挙管理委員会へ交付申請をしてください。

## 選挙人名簿の縦覧 3月3日から市役所で

平成15年3月2日現在の選挙人名簿を次のとおり縦覧します。

なお、今回新しく登録される人は、昭和58年3月2日までに生まれた日本国民で、平成14年12月1日までに成田市に住居登録をして、引き続き3カ月以上住んでいる人です。

縦覧日時 = 3月3日(月)~7日(金)午前8時30分~午後5時  
縦覧場所 = 市選挙管理委員会(市役所4階)  
くわしくは市選挙管理委員会(☎22-1111内線3152)へ。

### 身体障害者手帳のある人

○両下肢、体幹、移動機能の障害が1級または2級の人  
○心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級または3級の人

### 戦傷病者手帳のある人

○両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症までの人  
○内臓機能の障害が特別項症から第3項症までの人

申請方法 身体障害者手帳または戦傷病者手帳と申請者本人が署名した申請書を市選挙管理委員会へ提出(申請は代理人でもできます)

投票の方法 投票日の4日前までに、選挙人自身が署名した請求書と郵便投票証明書を市選挙管理委員会へ提出し、投票用紙の交付を受けて投票(投票手続きはすべて郵便によ

り行われます)

## 立候補を予定している人は説明会へ

4月27日(日)に行われる成田市長・成田市議会議員選挙に立候補を予定している人を対象に、「立候補予定者説明会」を行います。

立候補を予定している人、またはその代理人はぜひ出席してください。なお、会場の都合上、出席者は1候補者につき2人以内でお願いします。

日時 3月13日(木)午後1時30分から  
会場 市役所6階大会議室  
持参するもの 筆記用具

くわしくは市選挙管理委員会(☎22-1111内線3152)へ。